

## 事案別ケーススタディで検証する

≪リスクマネジメント実践講座≫

# 不祥事発生時の初動と各局面における実務対応の留意点

一事実調査、刑事・民事責任追及、人事上の処遇・処分、当局対応、開示・公表、マスコミ対応、被害者対応等のポイント

●日 時● 2017年9月11日(月)13:30~17:00

●会 場● 東京・麹町『厚生会館』03-3264-1241(<u>※「企業研究会セミナールーム」から会場変更</u>)

講 師

## 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 尾崎 恒康 氏

【講師紹介】1994年、東京大学法学部卒。1996年、検事任官。東京地検特捜部検事、法務省大臣官房行政訟務課付検事、総務省行政管理局課長補佐等を歴任し、2005年7月、退官。同年8月、弁護士登録。西村あさひ法律事務所勤務。2008年1月よりパートナー。2013年7月より福岡事務所長。2014年6月より東ソー株式会社 社外監査役。検事在任中は、経済犯罪の捜査公判、大型行政訴訟、法令の企画立案等に携わる。現在は、主として、訴訟・紛争案件のほか、企業不祥事等にかかる危機管理案件などに取り組む。主書に「危機管理法大全」(商事法務/2016年・共著)、「役員・従業員の不祥事対応の実務~調査・責任追及編」及び「同~社外対応・再発防止編」(LexisNexis/2014年及び2015年・監修・執筆)、「実例解説 企業不祥事対応~これだけは知っておきたい法律実務」(経団連出版/2012年・共著)がある。

#### ◆ 開催にあたって

企業不祥事は如何なる企業にも起こり得ますが、事案発生後の"適切かつ迅速な"初動対応に加え、その後に 想定される展開とリスクを分析・検討した措置(抑止・軽減化のための対応策)をタイムリーに実行しなければ、 被害は更に拡大し、極めて大きな経済損失やステークホルダーからの信用失墜を招く恐れがあります。

本講座では、不祥事発生時に直面する、事実調査、刑事・民事責任の追及、人事上の処遇・処分、開示・公表、マスコミ対応、被害者対応などの各局面における留意点(=何を、いつ、どこまで、どのように行うべきか)を明らかにし、事案別の想定ケースにも当てはめながら、初動も含めた実務対応のポイントを検証していきます。

≪詳細は裏面をご覧ください≫

#### ●受講料●1名〈税込み、資料代含む〉

正会員	32,400 円 本体価格 30,000 円
一 般	35,640 円 本体価格 33,000 円

- ●申込書を FAX いただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ●よくあるご質問 (FAQ) については当会ホームページ でご確認いただけます。(〔TOP〕 → 〔公開セミナー〕 → 〔s
- ●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、 ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。
- ●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただくこともありますので、ご了承ください。

### 一般社団法人企業研究会

担当:上島 E-mail kamijima@bri.or.jp 〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

#### 企業研究会 セミナー事務局宛

## FAX 03-5215-0951

\*当会ホームページ(http://www.bri.or.jp)からもお申込みいただけます。

	_, , ,	, ,	31 .		000+2000100000	
17141	5-0302(※)				2017.09.11	
申込書 不祥事発生時の初動と各局面における実務対応の留意点						
会社名	フリガナ					
住 所	Ŧ					
TEL		F	AX			
ご氏名	フリガナ	列役				
Eメール						
ご氏名	フリガナ	列役				
Eメール						

<sup>\*</sup>お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

# 事案別ケーススタディで検証する

# 不祥事発生時の初動と各局面における実務対応の留意点

一事実調査、刑事・民事責任追及、人事上の処遇・処分、当局対応、開示・公表、マスコミ対応、被害者対応等のポイント

9月11日(月)

## ●プログラム●

■講師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 尾崎恒康 氏

- 解 説 -13:30

- I. 不祥事発生時の初動の重要性と対応の留意点
  - (1) 「適切かつ迅速な」初動対応の重要性 ~初動対応のミスが招く二次リスク
  - (2) 不祥事対応の大前低となる「被害拡大の防止措置」と「情報管理の徹底」
  - (3) 不祥事発生時の一般的な対応フローの整理
- Ⅱ. 不祥事発生時の各局面における対応上の留意点
  - (1) 事実調査(調査主体、調査手法)
    - ・調査委員会設置の要否とタイミング、外部委員会と内部委員会の使分け
    - ・迅速かつ適法な証拠保全、綿密な証拠分析、効果的なヒアリングと証拠化
  - (2) 関与者への刑事・民事責任の追及、人事上の処遇・処分
    - ・刑事告訴・告発時、民事責任追及における留意点
    - ・調査中の不祥事関与者の処遇(自宅待機中のケア、給与・賞与・報酬の取扱い)
    - ・社内処分(辞任・解任、解雇、契約解除)の要否とタイミング
  - (3) 監督当局・取締当局への対応
    - ・監督当局への報告の要否(法令上の義務、任意)、タイミングと報告の程度
    - ・取締当局からの捜査・調査を受けた場合の対応、報告の是非と留意点
  - (4) 開示・公表、マスコミ対応
    - ・開示・公表の要否、タイミングとその内容
    - ・本来開示すべき情報の不開示、開示遅延による"隠ぺい"との同視、信用毀損
    - ・マスコミにキャッチされる前の先手、経営トップの迅速な行動と一貫性
  - (5) 消費者、被害者への対応
    - ・被害の質・重大さ、被害の性格、原因との関係を踏まえた"最適対応の選択"の重要性
    - ・誤った対応による刑事責任、民事責任への波及
- Ⅲ. 事案別ケーススタディで検証する各局面における実務対応のポイント

【想定ケース1】従業員による横領

【想定ケース2】子会社による架空水増し取引

【想定ケース3】死者・負傷者をともなう製品・食品事故

【想定ケース4】カルテル(日米欧の当局を中心とした横連携)

【想定ケース5】インサイダー取引

【想定ケース6】情報の漏洩

- Ⅳ. 企業の法的責任、不十分な対応がもたらすリスク (二次被害)
  - (1)被害防止・拡大回避措置義務違反と株主代表訴訟
  - (2) 不祥事発生後のインサイダー取引
    - ・未公表の調査内容・調査結果の流出による二次被害

17:00